

憲法が求める人権教育

—「思いやり」と人権は別物であって人権実現は国家の義務である—

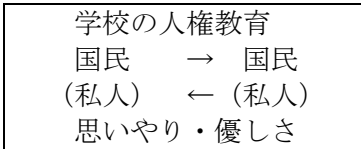
小山 香 (埼玉弁護士会(憲法委員会 法教育委員会)

日弁連(憲法問題対策本部 教育法制改正問題対策 WG)所属)

1 ある芥川賞作家は死刑問題に関して「学校の人権教育は失敗した」といっており、同人から人権教育を支える法教育も失敗したといわれても仕方がないと思っている。

2 学校の人権教育

学校の人権教育では、私人間に「思いやり」「優しさ」を登場させて私人間の調整の指標としている。



3 法務省の人権作文コンクール

法務省の人権作文コンクールは、下記のテーマを推奨しており、ここでも私人間に「思いやり」「優しさ」を求めていると解される。

記

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものである。

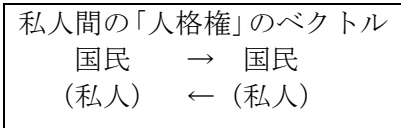
4 以上の学校の人権教育及び法務省の人権作文には重大な欠陥がある。私人間には民法があつて私人には私人の領域に踏み込まれない人格権があり、刑法も側面から人格権を支えていることを教えていないことである。人格権を教えないとあたかも社会は国家と個人だけのルールが存在し、個人は常に国家のルールで生活しているものと誤解を招くおそれがある。

本来学校の人権教育で児童生徒に「思いやり」「優しさ」を介して実現したいことの大半は、人格権の問題であり人格権は社会における共生の原理といえるのである。人格権は「思いやり」「優しさ」からではなく、法の支配が浸透する社会の当然の前提として認められるものである。

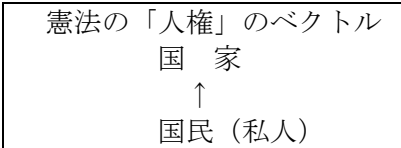
5 人権は、私人対私人の関係が私人対国家になったものであり、人権は、私人(国民)の国家に対する権利であることの認識が重要である。人権保障は社会の構造を支える国家の義務としたのである。

すなわち、憲法を制定し社会の構造の柱として人権を確立させて、私人間に私人の人格権を確立させた。私人間は人格権に基づいた商品交換を中心とする社会である。私人(国民)は国家に対して人権を介して人格権の保護、拡充を求めることができるのである。

6 以上のとおり、権利要求の方向をベクトルとすると私人間において人格権のベクトルは私人相互であるが、私人と国家との間において、人権のベクトルは国家に対するものであり、ベクトルの方向は全く異なるのである。



学校の人権教育及び法務省の人権作文は、人権の国家に対するベクトルには触れず、私人間に人権のベクトルを存在させている。「思いやり」「優しさ」は道徳の領域に留めるべき



であるのに、逸脱して「思いやり」「優しさ」の人権教育は、反対に児童生徒に対して人権の名のもとに人権侵害の可能性があるのである。

7 憲法が求める人権教育は、人権を保障する憲法を作ったこと、人権の確立により私人間にも私人の人格権が確立したこと、社会の問題、課題等について人権の意義などを考えるものでなければならない。「思いやり」と人権は別物であって人権実現は国家の義務である。